

## 近年の社会的養護施策の変遷と今後の課題 —ファミリーホームに関する研究の序説—

片山 寛信\*

### 抄録：

本稿は社会的養護、特に児童養護施設における施設の小規模化や、家庭的養護の推進などに関する2011年以降の施策の変遷を整理概観し、今後の研究課題等について検討することを目的とした。

2011年の社会的養護の課題と将来像では、家庭的養護の推進が打ち出され、施設には家庭的養護推進計画の作成を、都道府県には都道府県計画の作成を行うことを求め、10数年をかけて措置児童の割合を、本体施設、グループホーム、里親やファミリーホームで3分の1ずつにすることを示した。2016年の新しい社会的養育ビジョンでは、3歳未満の子どもは5年以内、未就学の子どもは7年以内に里親等委託率を75%以上にすること。学齢児童は10年以内に里親等委託率を50%以上にすることを示した。

虐待を受けた子どもの生活の場として、「家庭における養育環境と同様の養育環境」が優先されることは、子どもの権利擁護の観点や国際的な指針から推進されて行くことと考えられる。しかしそれが、形骸的に進められることがないように、当事者である子どもや養育者が抱えている困難や希望について明らかにすることは大変重要である。特にファミリーホームは制度化され10年程であり、研究や調査も散見する程度である。本稿の次の段階として、ファミリーホームを利用している子どもや、委託解除された者、ファミリーホームにおいて支援を行なっている養育者等の現状の把握と、課題について検討を行う必要があることが示唆された。

キーワード：社会的養護・児童養護施設・家庭養護・ファミリーホーム

### はじめに

社会的養護とは保護者のいない児童や虐待を受けているなど、保護者に監護されることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭支援を行うことである。

近年児童虐待の通告件数が増加しており、統計を取り始めた1990年の1,101件と比較し、2017年度の速報値では133,778件となっており、実に120倍を超える数となっている。(厚生労働省2018：1) 児童養護施設に入所している子どもも、児童養護施設入所児童等調査(厚生労働省2015：10)では、被虐待経験があるケースが17,850件とされており、入所児童の59.5%となっている。

\* 臨床福祉学科 社会福祉学講座

2016年に改正された児童福祉法では、子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、親への支援を実施することを明確に示している。子どもやその保護者の心身状況や環境その他のなんらかの要因で、家庭において養育することが困難もしくは適当ではない場合、子どもは、「家庭における養育環境と同様に継続して養育される」。また、「児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合」であっても、「できる限り良好な家庭的環境において養育される」とされた。これを受け、厚生労働省は2017年8月に「新しい社会的養育ビジョン」を発表、具体的な数値目標を示し、これまでの施設への入所中心の支援体制から、抜本的な改革が行われようとしている。

本稿では、社会的養護における施設の小規模化や家庭養護推進等に関する2011年以降の施策の変遷を整理概観し、今後の研究課題等について検討することを目的とす

る。なお、本稿における施設養護については、社会的養護関係施設において最も利用している子どもの数が多く、その中心となっていることから、児童養護施設に焦点を絞って論じていく。

## 第1章 児童養護施設等の現状

現在我が国における代替養育は、児童養護施設による養育と里親による養育に大別される。児童養護施設は、入所児童の数によって3種に分けられる。さらに大規模な建物ではなく、一般住宅を利用し、地域の中で養育を行うグループホームの形態もある。

里親による養育は、1～4名の里親委託と5～6名を委託できるファミリーホームとに分けられる。本章では、それぞれの養育形態の目的や、対象とされる子どもなどについて概観を行う。

### 1. 児童養護施設の形態

児童養護施設は、児童福祉法第41条に規定されている、「保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする」施設である。児童養護施設の形態は大きく大舎、中舎、小舎に分けられる。入所定員が20名以上で、一つの建物の中で食事、風呂、洗濯などを行う施設を大舎と呼ぶ。小舎は概ね12人以下の入所定員で、一般家庭に似た形態である。中舎は両者の間に位置付けられる。日本の社会的養護の先駆的な実践には、イギリスのバーナードホームを参考に、石井十次が1887年に始めた岡山孤児院の家族主義（小舎制養育）であった。しかし、第二次世界大戦後、戦災孤児や浮浪児の存在が大きな社会問題となる。その保護と収容が早急の課題となり、国の責任の下で一定水準の養護を受けられるよう、施設による養育が進められることとなった。

現在日本の児童養護施設の施設形態は、大舎施設が283施設、中舎施設が153施設、小舎施設が231施設である。近年急速に大舎制の施設が減少してはいるが、現状でも約半数で大舎制養育が展開されている状況である。

（厚生労働省2017c：2）

#### 1) 地域小規模児童養護施設

地域小規模児童養護施設は、2000年に制度化された。地域小規模児童養護施設運営要綱（厚生労働省：2013a）によると、その目的は「地域社会の民間住宅等を活用して近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で養護を実施することにより、子どもの社会的自立の促進に寄与すること」である。対象となる子どもは「児童養護施設に入所する子どものうち、本体施

設から離れた家庭的な環境の下で養育するのが適切なもの」とされ、定員は「本体施設とは別に6人」とし、指定の直後を除いて、「常に5人を下回らない」よう示されている。本体施設を離れ一般の民間住宅等を活用して運営するため、家庭的な形態で子どもを養育することが可能となることに、大きな特徴がある。

2012年には186施設243ヶ所で実施されていたものが、2016年には244施設354ヶ所と増加している。（厚生労働省2017a：14）

#### 2) 小規模グループケア

小規模グループケアは、2004年に制度化された。児童養護施設等における小規模グループケア実施要綱（厚生労働省：2013b）によると、その目的は「小規模なグループによるケア（養育）を行う体制を整備することにより、児童養護施設等のケア形態の小規模化を推進すること」とされている。対象となる子どもは、「小規模なグループによるケアが必要な子ども」とされ、定員は「6人以上8人以下」と示されている。

小規模グループケアは、本体施設内で行うユニット型と、敷地外の住宅街等で行う分園型とに大きく分けられる。いずれの形態においても6人から8人の生活単位とし、1人部屋もしくは2人部屋の居室と、居間、キッチン、浴室やトイレなど、一般家庭と同様の設備を設け、各ユニット単位に職員が配置される。本体施設内で実施するユニット型の場合、大舎と比較すると生活単位が小さくなることや、各ユニットが独立することから、家庭的な環境が作りやすくなる。本体施設内で各ユニットは繋がっているため、各ユニットが孤立しづらく、施設全体での連携や、管理が行いやすいメリットがある。

分園型小規模グループケア（グループホーム型）は、職員間の連携が取れる範囲内で本体施設から離れ、地域にある一般住宅等を活用して実施するため、本体施設内で実施される小規模グループケア（ユニット型）より家庭的な環境で養育することが可能となる。

2012年に381施設705ヶ所で実施されていたものが、2016年には446施設1,141ヶ所と増加している。（厚生労働省2017a：14）このうち、分園型小規模グループケアの数は、2012年には65ヶ所で実施されていたものが、2016年には109ヶ所とこちらも着実に増加している。（厚生労働省2017a：17）

## 2. 家庭養護の種類

### 1) 里親

里親制度は、養育者が生活を営んでいる住居に子どもを迎え入れて養育を行う制度である。里親及びファミリーホーム養育指針（厚生労働省：2012b）では、里親は、

「児童福祉法第6条の4の規定に基づき、要保護児童を養育することを希望する者」とされており、委託される子どもの数は1～4名である。

里親には養育里親、専門里親、養子縁組を希望する里親、親族里親の4種別がある。(表1) 委託対象は、「新生児から年齢の高い子どもまで、すべての子ども」とされ、「保護者のない子どもや、親から虐待を受けた子ども、親の事情により養育を受けられない子どもなど、子ども一人一人の課題や状況に則し、最も適合した里親等へ委託される」と示されている。

2017年現在、登録里親数は11,405世帯で、委託里親数は4,038世帯。そのうち養育里親が最も多く、登録里親数9,073世帯で委託里親数3,180世帯。専門里親が、登録里親数689世帯で委託里親数167世帯。養子縁組里親が、登録里親数3,798世帯で委託里親数309世帯。親族里親が、登録里親数526世帯で委託里親数が513世帯となっている。(厚生労働省2017c:1)

## 2) 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)

小規模住居型児童養育事業は、自治体単位で実施されていた里親型のグループホームを、2008年児童福祉法改正により制度化された第二種社会福祉事業である。小規

模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)実施要綱(厚生労働省:2012a)によると、その目的は「養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行う家庭養護の一環として、保護者のない児童又は保護者に看護されることが不相当であると認められる児童(以下『要保護児童』という。)に対し、この事業を行う住居(以下『ファミリーホーム』という。)において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援すること」とされている。対象となる子どもは、「要保護児童のうち、家庭的な養育環境下で児童間の相互作用を活かしつつ養育を行うことが必要とされたもの」とされ、定員は「5人又は6人」、「災害その他やむを得ない事情がある場合」を除いて、「同時に養育する委託児童の人数は、委託児童の定員を超えることができない」と明示されている。地域小規模児童養護施設や分園型の小規模グループケアとの相違が曖昧に捉えられがちだが、ファミリーホームは養育者の自宅に社会的養護を必要とする子どもを迎え入れて養育を行う、里親が大きくなったものであることを、里親・ファミリーホーム養育指針において示している。(表2)ファミリーホームの基本型は夫婦型で、養育者は生活基盤をファミリー

表1 里親、ファミリーホーム、グループホームの比較(厚生労働省2012:3)を一部筆者改変

	里親	ファミリーホーム	グループホーム	
			地域小規模児童養護施設	小規模グループケア分園型
形態	家庭養護 (養育者の家庭に迎え入れて養育を行う)		施設養護(施設を小規模化・地域分散化し、家庭的な養育環境とする)	
位置づけ	個人	第2種社会福祉事業 (多くは個人事業者、法人形態も可能)	第1種社会福祉事業である児童養護施設の一部(法人形態)	
措置児童数	1～4名	定員5～6名	定員6名	定員6～8名
養育の体制	里親 (夫婦又は単身)	養育者と補助者があわせて3名以上 (措置費上は、児童6人の場合、常勤1名+非常勤2名)	常勤2名+非常勤1名	児童数に応じた配置に加算職員(5.5:1等の配置)+小規模ケア加算の常勤1名+管理宿直等加算の非常勤1名分)
措置費	里親手当 養育里親86,000円 (2人目以降は43,000円を加算)	上記の人員費に基づく事務費を委託児童数に応じて算定(現員払い)	上記の人員費に基づく事務費を児童定員数に応じて算定(定員払い)	
		賃借による場合は1か月10万円を措置費で算定		
児童の一般生活費(約4万7千円)、各種の教育費、支度費等は、共通				

表2 里親制度の概要（厚生労働省2017c：1）を一部筆者改変

種類	養育里親	専門里親	養子縁組を希望する里親	親族里親
	要保護児童（保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童）	次に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童（保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童）	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親と三親等以内の親族であること ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと
登録里親数	9,073世帯	689世帯	3,798世帯	526世帯
委託里親数	3,180世帯	167世帯	309世帯	513世帯
委託児童数	3,943人	202人	301人	744人

ホームに持つ。子どもと共に生活を営むことが必要であり、住み込み型職員とは異なる。児童養護施設等の法人運営型のファミリーホームの場合であっても、家庭養護の特質を十分理解する必要性を指摘している。

ファミリーホームの大きな特徴の1つとして補助者の配置がある。補助者については、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）実施要綱の第7に「職員」として、以下の通り規定されており、養育者と補助者は委託されている子どもの養育方針、支援内容について意見交換を行い、より良い養育を実践する必要があるとされている。

2017年現在313ヶ所のファミリーホームが運営され、1,356人が委託されている。（厚生労働省2017c：1）

(1)ファミリーホームには、2人の養育者及び1人以上の補助者(養育者が行う養育について養育者を補助する者をいう。以下同じ)を置かなければならない。なお、この2人の養育者は一の家族を構成しているもの(夫婦であるもの)とする。

(2)(1)の定めにかかわらず、委託児童の養育にふさわしい家庭的環境が確保される場合には、当該ファミリーホームに置くべき者を、1人の養育者及び2人以上の補助者とすることができる。

(3)養育者は、当該ファミリーホームに生活の本拠を置く者でなければならない。

(4)養育者は、次の1から4までのいずれか及び⑤に該当する者をもって充てるものとする。補助者は、⑤に該当する者とする。

① 養育里親として2年以上同時に2人以上の委託児童の養育の経験を有する者

② 養育里親として5年以上登録し、かつ、通算して5人以上の委託児童の養育の経験を有する者

③ 児童養護施設等において児童の養育に3年以上従事した者

④ ①から③までに準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者

⑤ 法第34条の20第1項各号の規定に該当しない者  
(※①及び②については、平成21年4月1日より前における里親としての経験を含むものとする)

(5)養育者及び補助者は、家庭養護の担い手として里親に準じ、児童福祉法施行規則第1条の34及び第1条の37第2号に定める研修を受講し、その養育の質の向上を図るよう努めなければならない。

## 第2章 社会的養護に関する施策の変遷

1947年に児童福祉法が制定された当時の児童養護施設  
の主な役割は戦災孤児対策であった。時代が流れ、「1990  
年代は、子ども家庭福祉が新たな展開を開始した時期」  
(柏女2017:146)とされ、1994年には、『児童の権利に  
関する条約』を批准。1997年の児童福祉法の改正では、  
児童養護施設の目的として子どもの自立支援が明記され、  
子どもの自立支援と権利擁護が重視されていくこと  
となる。2000年に児童虐待の防止等に関する法律が制定  
され、「それに伴い児童養護問題への対応、ひいては児童  
福祉施策全体の転機が図られ」(吉田2008:65)た。  
児童虐待の通告の急増に伴い、その対応が急務の課題と  
なり、2003年の『社会的養護のあり方に関する専門員会  
報告書』や、2007年に『社会的養護対策の充実を図る為  
の方策について』が発表されるなど、社会的養護に関す  
るシステムの見直しへと発展していった。2009年12月  
には国連総会で『児童の代替養護に関する指針』が採択  
された。この指針における代替養育についての項目で、  
「22. In accordance with the predominant opinion of  
experts, alternative care for young children, especially those  
under the age of 3 years, should be provided in family-based  
settings. Exceptions to this principle may be warranted in  
order to prevent the separation of siblings and in cases where  
the placement is of an emergency nature or is for a  
predetermined and very limited duration, with planned family  
reintegration or other appropriate long-term care solution as  
its outcome.」(General Assembly2010:5)<sup>1)</sup>や、「23.  
While recognizing that residential care facilities and family-  
based care complement each other in meeting the needs of  
children, where large residential care facilities (institutions)  
remain, alternatives should be developed in the context of an  
overall deinstitutionalization strategy, with precise goals and  
objectives, which will allow for their progressive elimination.

1) 厚生労働省による日本語訳「幼い児童、特に3歳未  
満の児童の代替的養護は家庭を基本とした環境で提供さ  
れるべきである。この原則に対する例外は、兄弟姉妹の  
分離の防止を目的とする場合や、かかる代替的養護の実  
施が緊急性を有しており、又はあらかじめ定められた非  
常に限られた期間である場合であって、引き続き家庭へ  
の復帰が予定されているか、又は結果として他の適切な  
長期的養護措置が実現する場合であろう」(厚生労働省  
2009:5)

2) 厚生労働省による日本語訳「施設養護と家庭を基本  
とする養護とが相互に補完しつつ児童のニーズを満たし

To this end, States should establish care standards to ensure  
the quality and conditions that are conducive to the child's  
development, such as individualized and small-group care,  
and should evaluate existing facilities against these standards.  
Decisions regarding the establishment of, or permission to  
establish, new residential care facilities, whether public or  
private, should take full account of this deinstitutionalization  
objective and strategy.」(General Assembly2010:5)<sup>2)</sup>と  
示され、一部の例外を除き、特に3歳未満の子ども  
の代替養護は、家庭を基本とした環境で提供すること。  
さらに、施設養護と家庭を基本とする養護とが相互に補  
完することは認識しつつ、大規模な施設の廃止と、施設  
養護は少人数かつ家庭に近い環境であるべきとされた。  
2010年には、「国連子どもの権利委員会による勧告もあ  
り、国は、『社会的養護の課題と将来像』の中で、入所  
施設を中心とした社会的養護のあり方を大きく変えるこ  
とを示した」(宮下2017:80)。本章では、2011年以  
降の社会的養護に関する国の施策の整理概観を行う。

### 1. 社会的養護の課題と将来像

2011年厚生労働省は、『社会的養護の課題と将来像』  
(以下『課題と将来像』)を示した。(厚生労働省:  
2011)

『課題と将来像』では、社会的養護を、「保護者のない  
児童や、保護者に監護させることが適当でない児童  
を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養  
育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと」と定  
義している。また、社会的養護は、「『子どもの最善の利  
益のために』という考え方と、『社会全体で子どもを育  
む』という考え方を理念」とすることを示している。

#### 1) 社会的養護の基本的方向

『課題と将来像』が示す社会的養護の基本的方向は、  
「社会的養護はできる限り家庭的な養育環境の中で、特

ていることを認識しつつも、大規模な施設養護が残存す  
る現状において、かかる施設の進歩的な廃止を視野に入  
れた、明確な目標及び目的を持つ全体的な脱施設化方針  
に照らした上で、代替策は発展すべきである。かかる目  
的のため各国は、個別的な少人数での養護など、児童に  
役立つ養護の質及び条件を保障するための養護基準を策  
定すべきであり、かかる基準に照らして既存の施設を評  
価すべきである。公共施設であるか民間施設であるかを  
問わず、施設養護の施設の新設又は新設の許可に関する  
決定は、この脱施設化の目的及び方針を十分考慮すべき  
である」(厚生労働省2009:5)

定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で、行われる必要がある」とし、原則として、「家庭的養護（里親、ファミリーホーム）を優先する」とともに、施設養護も、「できる限り家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていく必要がある」としている。さらに、「本体施設内の小規模ケアよりグループホームが、グループホームよりファミリーホームの形態の方が、より家庭的な環境であり推進していく対象となる」と明記し家庭的養護の推進が図られた。

この家庭的養護の推進について、厚生労働省は2012年に用語の整理を行っている。その整理によると、家庭養護は里親やファミリーホームのことを指し、家庭的養護は施設養護におけるグループホーム（地域小規模児童養護施設、小規模グループケアの分園型）と、本体施設における小規模グループケアのことをさすとしている。ただし両者を合わせて言うときはこれまで通り、家庭的養護の推進を用いるとされた。

## 2) 小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進

『課題と将来像』では、当時児童養護施設の7割が大舎制で、定員100人を超えるような大規模施設があることに言及し、「家庭的養護の強力な推進が必要」としている。施設の小規模化と施設機能の地域分散化を進めるとし、『『本体施設のケアの小規模化』を進め、本体施設は、全施設を小規模グループケア化（オールユニット化）をしていく」、「本体施設は、全施設を定員45人以下にしていく」、「施設によるファミリーホームの開設や支援、里親の支援』を推進し、施設機能を地域に分散させ、施設を地域の社会的養護の拠点にしていく」などの必要性を示している。これら小規模化の推進のために、基本的な人員配置基準の引き上げの必要性も訴えた。

日本の社会的養護が、施設養護9割、家庭養護1割という現状を10数年かけ、概ね3分の1を里親、ファミリーホーム。概ね3分の1をグループホーム（地域小規模児童養護施設や分園型の小規模グループケア）。概ね3分の1を本体施設としていくことを数値目標として示した。児童養護施設に関しては、施設機能を地域分散化していくとともに、本体施設も全て小規模化、高機能化するという将来の方向性を示した。

## 3) 里親委託率の引き上げについて

日本において里親制度が普及しない要因として、『課題と将来像』では「(ア) 文化的要因のほか、(イ) 里親制度が社会に知られていない、(ウ) 里親といえば養子縁組を前提としたものという印象が強い、(エ) 研修や相談、レスパイトケアなど里親に対する支援が不十分、

(オ) 児童相談所にとって施設への措置に比べて里親委託はマッチングに時間がかかる、(カ) 実親が里親委託を了解しないことが多い」ことを指摘している。しかし、里親委託率が高い自治体を例として挙げ、「適切な推進方策を講じれば、日本でも里親委託率を3割以上に引き上げることは十分可能」という考えを示している。

## 2. 児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために

厚生労働省は2012年に『児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために』（以下『推進のために』）を発表した。（厚生労働省：2012c）これは、『課題と将来像』に掲げられた児童養護施設等における、小規模化及び家庭的養護の推進を実現していくための、施設及び自治体関係者向けのマニュアル、参考資料としての位置付けである。

### 1) 小規模化の意義

児童養護施設の小規模化の意義を、『推進のために』では以下のように示している。

- ・ 一般家庭に近い生活体験を持ちやすい
- ・ 子どもの生活に目が届きやすく、個別の状況にあわせた対応をとりやすい
- ・ 生活の中で子どもたちに家事や身の回りの暮らし方を普通に教えやすい
- ・ 調理をすることにより、食を通じたかわりが豊かに持てる
- ・ 近所とのコミュニケーションのとりかたを自然に学べる
- ・ 集団生活によるストレスが少なく、子どもの生活が落ち着きやすい
- ・ 日課や規則など管理的になりやすい大舎制と異なり、柔軟に運営できる
- ・ 安心感のある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育める
- ・ 子どもたちが我が家という意識で生活でき、それが生活の主体性につながり、自立の力が日常生活を通じて身についていく
- ・ 家庭や我が家のイメージを持ち、将来家庭を持ったときのイメージができる
- ・ 自立を意識し、意図的に子どもにかかわれる
- ・ 少人数のため行動しやすい
- ・ 地域の中にグループホームを分散配置することにより、地域での社会的養護の理解が深まる
- ・ 地域のこども会、自治会、学校区の関係者との交流が深まる

これらの意義は、児童虐待など何らかの逆境体験を重ねてきた社会的養護を必要とする子どもに対し、一般家庭に近い生活体験から、家庭や我が家のイメージを持つ機会となり、将来家庭を持ったときのイメージができるような環境の提供。その子どものニーズに応じた柔軟な対応など、児童養護施設運営指針の中で記された、社会的養護の原理の1つ「家庭的養護と個別化」を行うものであることが読み取れる。

## 2) 小規模化の課題

小規模化にあたっての課題について、以下の通り言及されている。課題の解決については、職員体制が充実している本体施設での支援も活用するなど、本体施設と分園の相互の特徴を活かし、それぞれの子どもに応じた支援体制を持つことを提示している。

- ・ 職員1人での勤務が多く、また、職員が生活全般の支援、調理、対外関係、地域対応、親や家族との対応、心理的ケア、自立支援、事務金銭管理など多様な役割をこなすため、職員の力量が問われる
- ・ 新人の育成が難しい
- ・ ホーム内のできごとが周囲に伝わりにくく、閉鎖的あるいは独善的なかわりになる危険性がある
- ・ 人間関係が濃密となり、子どもと深くかかわれる分、やりがいもあるが、職員の心労も多い
- ・ 小規模化した当初は、集団内で押さえられていた子どもの感情が表に出やすくなり、落ち着くまでは、衝突も増える
- ・ 感情の起伏が激しく、暴力、自傷、非行があるなどといった深刻な課題を持つ子どもがいる場合は、少人数の職員では対応が難しく、また、少人数の子ども集団の中で、その集団の全体とその集団に属する他の子どもへの影響が大きい

- ・ 家庭的養護のため、職員に調理や家事の力を求められる
- ・ 従来の配置方法では、宿直回数が多くなりがちで、勤務時間が長くなりがち

## 3) 本体施設の整備と小規模化の工程

『推進のために』では、施設全体の構成の標準的な姿として、本体施設内に3ヶ所の小規模グループケア、地域小規模児童養護施設1ヶ所と分園型小規模グループケア3ヶ所とし、このほかに2ヶ所程度ファミリーホームの開設や支援を行うとしている。(図1) そのほかにも多様な姿として、複数の例を示している。

本体施設の小規模グループケアについては、「同一敷地内での戸建て住宅型」を推奨し、「合築型とする場合でも、ホームごとに独立した玄関を設け」、各ホームの生活に独自性を持たせるなど、「できる限りあたり前の生活を保障できる構造とすることが必要」としている。

さらに、小規模化・地域分散化の方法とステップを例示。(図2) 全国にある全ての施設に対し、まず1ヶ所地域小規模児童養護施設の設置する。そこで小規模の施設運営や養育方法のノウハウを得た上で、地域小規模児童養護施設の増設や、小規模グループケアの設置につなげることを推進している。本稿で引用したもの以外にも、各施設において多様な方法を用いて小規模地域分散化が実施できるよう、いくつか具体的な小規模化へのステップを示している。

## 4) 実現に向けた計画

### (1) 家庭的養護推進計画

児童養護施設の小規模化と家庭的養護の推進を実現のために、各児童養護施設において『推進のために』を参考とし、家庭的養護推進計画を策定することを求めた。

この家庭的養護推進計画は、2015年度を始期とした、

図1 児童養護施設の標準的な将来像 の一例(厚生労働省2012:8)より抜粋

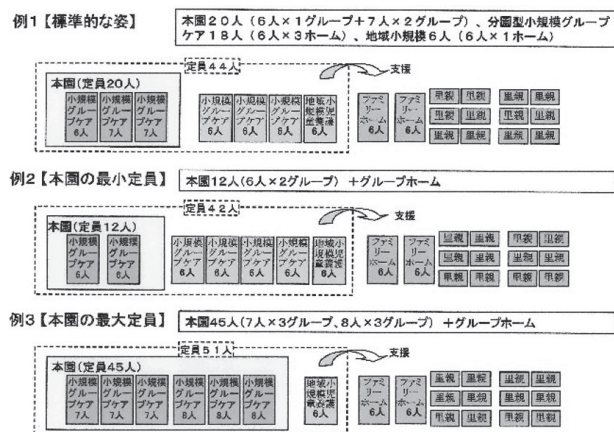
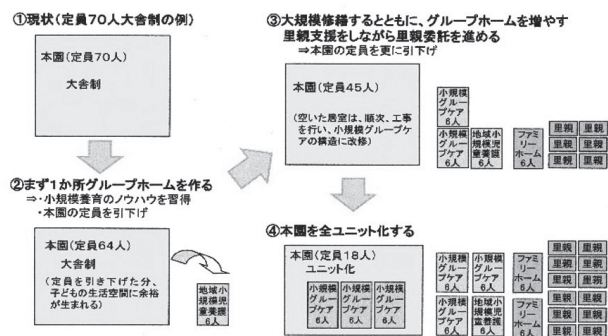


図2 児童養護施設の小規模化のステップ例1(厚生労働省2012:20)より抜粋

例1: [まずグループホームを整備し、その後、順次、本園の大規模修繕をして小規模ケア化]



2030年度までの15年間で、施設の定員を減らし大規模施設の解消を行うこと。小規模グループケアを実施すること。地域のグループホームを増加させること。里親やファミリーホームへの支援を推進することなどを盛り込んだ計画とされ、形骸的な小規模化の計画にとどまらず、質的な変革を伴うものを求めている。

## (2) 都道府県計画

都道府県計画は、各施設において策定された家庭的養護推進計画を、地域実情に合わせて調整しつつ、本体施設、地域小規模児童養護施設や分園型の小規模グループケアといったグループホーム、里親等をそれぞれ3分の1ずつにしていくため、2015年度を始期とした15年間で5年ごとの3期に区分け目標設定し、児童養護施設等の小規模化・地域分散化の整備計画を都道府県が策定するものである。5年ごとの期末に目標の見直しを行うことも求めている。

## 3. 児童福祉法の改正と新しい社会的養育ビジョン

2016年児童福祉法が改正された。この改正では、子どもが権利の主体であることが明示された。また、実親による養育が困難である場合、特別養子縁組によって、パーマネンシーを保障することや、里親による養育を推進することが記された。『新しい社会的養育ビジョン』（以下『新ビジョン』）では（厚生労働省：2017）、この2016年の改正児童福祉法の原則を、子どもの権利保障のために、最大限のスピードを持って実現する必要があるとし、目標年限を設定した。

『新ビジョン』では、子どもの権利や子どものニーズ優先を明確にした上で、家庭のニーズにも考慮した、市区町村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を求めている。虐待の危険性が高く集中的な支援が必要な家庭に対しては、在宅での社会的養育支援の構築や親子で入所できる機能の創設など、親子の分離をしないケアの充実。代替養育が必要になった場合であっても、「家庭の養育環境と同様の養育環境」における養育を原則とし、高度に専門的な治療的ケアが一時的に必要な場合に限って、「できる限り良好な家庭的な養育環境」における短期的な入所を原則とした。さらに、この方向性を実現するにあたって、里親の増加と、その養育の質の向上を目的としたフォスタリング機関や、パーマネンシーの保障を目指したソーシャルワークを児童相談所で実施することが明示されている。

『新ビジョン』では、実現に向けた工程を、次にあげる9つの項目に分けて示している。①市町村の子ども家庭支援体制の構築、②児童相談所・一時保護改革、③里

親への包括支援体制（フォスタリング機関）の抜本的強化と里親支援改革、④永続的解決（パーマネンシー保障）としての特別養子縁組の推進、⑤乳幼児の家庭養育の原則の徹底と、年限を明確にした取り組み目標、⑥子どものニーズに応じた養育の提供と施設の抜本的改革、⑦自立支援（リーピングケア・アフターケア）、⑧担う人材の専門性の向上など、⑨都道府県計画の見直し、国による支援、である。

### 1) 乳幼児の家庭養育原則の徹底と、年限を明確にした取組目標

本稿で焦点としている小規模、家庭養護の視点については、愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもは概ね7年以内に里親委託率を75%以上とする。学童期以降についても、概ね10年以内を目処に里親委託率50%以上を実現するとされ、具体的な年限を定めた数値目標を明確に示している。

代替養護からのパーマネンシーの保障を視野に入れ、代替養護に関する優先順位を次の通りとしている。まずは、家庭復帰に向けた努力を最大限に行う。それが困難な場合、親族・知人による養育（親族里親、親族・知人による養育里親、里親制度に基づかない親族・知人による養育、親族・知人による養子縁組）が検討される。さらにそれが困難な場合、非親族等による特別養子縁組、普通養子縁組を検討する。これらが子どもにとって適当でないと判断された場合に、長期里親・ファミリーホーム、そして最後に施設養護の検討がなされる。この『新ビジョン』の考えを受け、『課題と将来像』や『推進のために』で示していた、都道府県計画についての見直しも行われることとなった。

### 2) 代替養育のあり方

2009年12月に国連総会「児童の代替養護に関する指針」で示されている、Family based careと、Family-like careについての解釈を『新ビジョン』において、行っている。

#### (1) Family based care（家庭における養育環境と同様の養育環境）

家庭における養育環境と同様の養育環境とは、家庭での養育が困難な子どもが対象となり、ただ単に虐待やネグレクトがない環境を子どもに提供することを指すわけではない。支援を必要とする子どもが経験してきた、被虐待体験をはじめとする様々な逆境体験や、代替養育を選択したが故に生じる、親や友人、今まで暮らしてきた地域からの離別や喪失などを要因とした、傷つき経験の



回復が促進される生活基盤となる場であるとし、次の機能の必要性を示している。

- ① 心身ともに安全が確保され、安心して生活できる機能
- ② 継続的で特定の人間関係による「心の安全基地」としての機能
- ③ 生活単位としての生活基盤を提供する機能
- ④ 発育及び心身の発達を保障する機能
- ⑤ 社会化の基盤としての機能
- ⑥ 病んだ時の心身の癒しと回復を促進する機能
- ⑦ トラウマ体験や分離・喪失体験からの回復を促進する機能
- ⑧ 新たな対象とのアタッチメント形成を促進する機能
- ⑨ 発達を促し、生活課題の解決が意図的・計画的に図られる機能

これらの機能を果たすことのできる養育環境として、必要な要件を示した。ただし子どもの個別のニーズに応じて、必要となる養育環境は変化するものであるため、「参考として」とした上で、次のように提言している。

- ① 子どもと継続的な関係を持ち、親密で信頼できる関係を形成して養育を行うことができる特定の養育者がいること
- ② 子どもの安全が守られる「家」という物理的環境が提供されること
- ③ 特定の養育者と生活基盤を共有すること
- ④ 同居する他の子どもたちと生活を共有すること。同居する子どもたちの構成が可能な限り安定していること
- ⑤ 生活が、明確な構造を持ちつつ、一方で、子どもたちのニーズに応じて柔軟に営まれること
- ⑥ 子どもたちのニーズに敏感で、ニーズに応じた適切なケアを提供できること
- ⑦ 社会的に受け入れられる価値を共有し、かつ子どもの自律や選択が尊重されること
- ⑧ 地域社会に位置付いており、子どもと養育者が地域社会に参加していること
- ⑨ 子どもの権利を守る場になっていること
- ⑩ 養育者が、子どものトラウマや関係性の問題に関する知識と対応方法を習得しており、必要に応じて専門家の助言を求めることができること
- ⑪ 子どもたちの状況に応じて適切な家庭教育を提供できること

以上を勘案し、「家庭における養育環境と同様の養育環境」については、特別養子縁組、普通養子縁組及び、里親養育（養育里親、親族里親、専門里親）、養育者が里親登録を受けているファミリーホームによる養育を指

すとしている。『課題と将来像』で示されていた、家庭養護とほぼ同義であると考えられる。

## （2）Family-like care（できる限り良好な家庭的環境）

「できる限り良好な家庭的環境」とは、「家庭における養育環境と同様の養育環境」では提供できない機能を有するものとされ、その機能に関する原則と要件が提示されている。

### ●特に重視されるべき養育の機能

- ① 「家庭における養育環境と同様の養育環境」と同様の機能を有する
- ② 「家庭における養育環境と同様の養育環境」では不利益が生じる子どもへの適切なケアの機能があること。そのケアは、子どもの個別のニーズに応ずるもので、他者への信頼感や自尊感情の回復を含めた、子どもの逆境体験による影響からの回復につながり、「家庭における養育環境と同様の養育環境」での生活を可能にするとの指向性を有する必要がある

### ●「できる限り良好な家庭的環境」とみなされる要件

- ① 生活の単位は小規模であること。具体的には、子どもの人数は最大で6人までとし、困難な問題を抱えた子どもがいる施設は、4名以下で運営できるようにすべきである  
また、子どものニーズに応じて養育できる専門性を持った養育者が、夜間を含め子どもが在宅する時間帯では複数名で対応できることが必要である
- ② 子どもの最善の利益のために満たせない要件を除き、「家庭における養育環境と同様の養育環境」の要件を満たすこと
- ③ 集団規則などによらない個々の子どものニーズに合った丁寧なケアの提供が行えること
- ④ 養育者は複数となってもそのケアの在り方は一貫しており、養育者の頻回な変更がおこなわれないこと
- ⑤ 子どもの権利が保障されていること
- ⑥ そのケアによって家庭同様の養育環境での養育が可能になれば、家庭同様の養育環境に移行するものであり、この環境からの社会的自立は例外的であること
- ⑦ ただし、年長児等でこの環境からの社会的自立がやむを得ない場合は適切な自立支援及びアフター・ケアが行えること

以上を勘案し、「できる限り良好な家庭的環境」とは、小規模施設における小集団を生活単位とした養育環境である、地域小規模児童養護施設や分園型の小規模グルー

ブケアのことであるとされている。『課題と将来像』で示された家庭的養護とほぼ同義であると考えられるが、本体施設内で実施される小規模グループケアに関しては、「できる限り良好な家庭的環境」とみなすことができないとしている。(図3)

「できる限り良好な家庭的環境」においては、福祉専門職間及び他の専門職と協働した子どもと家庭の支援、実家庭への復帰や家庭と同様の養育環境に移行する場合の移行期ケアや、家庭へのケア。社会的養護からの自立時のケアの提供、市区町村と連携した在宅通所支援などのソーシャルワーク組織として、子どもと家庭を支援する機能を持つことが必要と示されている。

(3) 子どもの状況に応じた養育環境の提供

「家庭における養育環境と同様の養育環境」で養育することが適当でない場合について、『新ビジョン』では、以下のような場合であると示しているが、「できる限り良好な家庭的環境」を活用するのは、内容的にも期間的にも限定的であることがうかがえる内容となっている。

- ① 家庭環境では養育が困難となる問題を持つケアニーズが高い子ども  
例：それまでの育ちの中で他者への不信感や家庭への怒りが強く、最大限の努力を行っても、家庭での養育が困難であり、子どもが他者や自分自身を傷つける危険性がある場合。

- ② 家庭内でのトラウマ体験や里親不調を経験した子どもで、子ども本人の家庭環境に対する拒否感が強く、「できるだけ良好な家庭的環境」の提供が適切であると判断される場合。

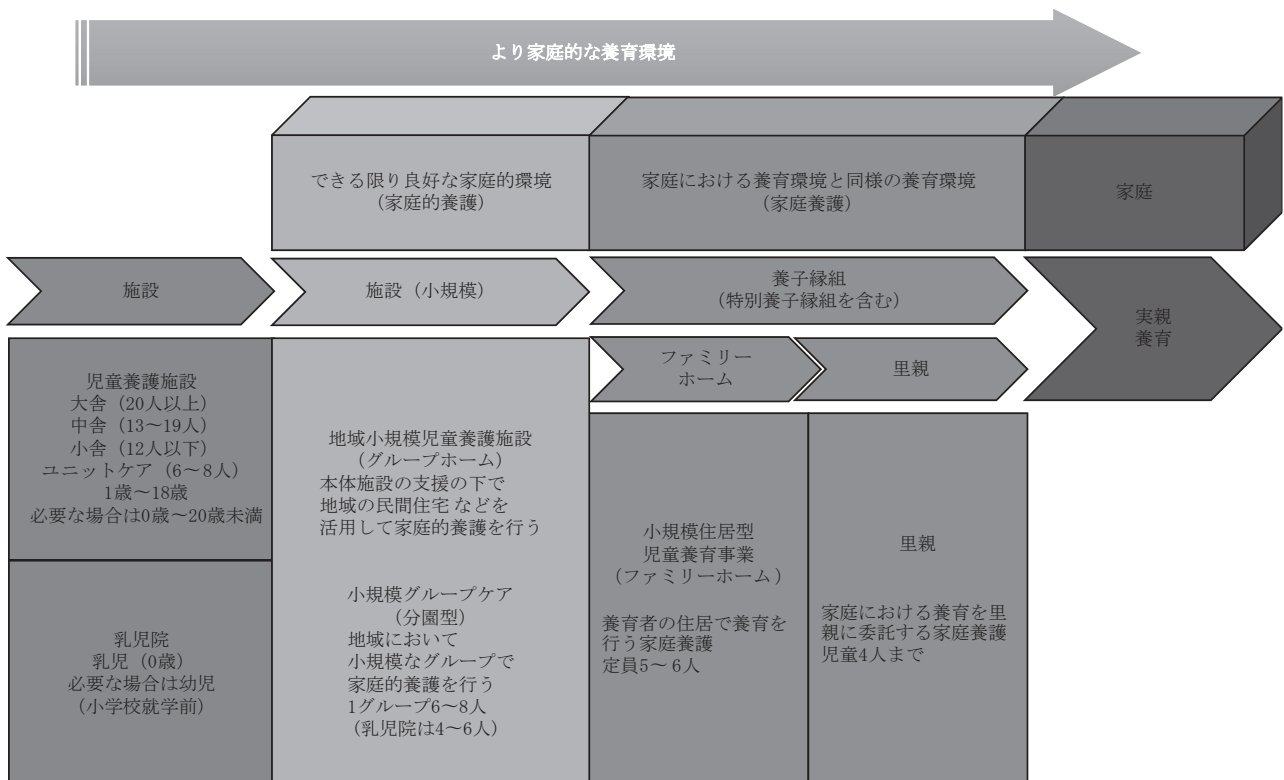
例：親のDVを目撃するなどによって家庭そのものに強い拒否感を持つ場合や、里親不調を複数回経験した子どもの場合などで、里親等の家庭養育に強い不安をもっているため、一時的に「できるだけ良好な家庭的環境」を提供することがその回復に有効であると考えられる場合。

\* 当面は以下の条件も考慮する

- ③ 適切な「家庭環境と同様の養育環境」が確保できない場合

ただし、「できる限り良好な家庭的環境」における養育は一時的なものとし、できるだけ早期に「家庭における養育環境と同様の養育環境」に移行させること。「一時的」とは、乳幼児の場合は原則として数日から数週間とし、長くとも数か月以内には「家庭における養育環境と同様の養育環境」に移行すべきである。就学後の子どもの場合も、できるだけ早く移行させることが必要であり、当面は長くとも3年、将来は長くとも1年を超えないようにすべきである。なお、子どものニーズにあわせて期間を設定すべきである。この場合、代替養育を受ける子どもにとって自らの将

図3 「家庭と同様の環境における養育の推進」(厚生労働省2018:18)を参考に筆者作成



来見通しが持て、代替養育変更の意思決定プロセスが理解できるよう、年齢に応じた適切な説明が必要である。養育の場を変える場合には、さらに十分な説明のもと、子どもとのコミュニケーションをよくとり、子どもの意向が尊重される必要がある。また、移行にあたっては、子どもの心理に配慮した十分なケアがなされる必要がある。

### 第3章 今後検討が必要な課題の検討

ここまで、社会的養護における施設の小規模化や、家庭養護推進等に関する2011年以降の施策の変遷を概観し、その具体的な内容について整理を行った。

虐待を受けた子どもの生活の場として、「家庭における養育環境と同様の養育環境」が優先されることは、子どもの権利擁護の観点や国際的な指針からも、今後推進されて行くことと考えられる。しかし、この工程のなかで「子どもが不利益を被ることがないように、十分な配慮を行う」（厚生労働省2017b：2）必要がある。

『新ビジョン』の方針通り、「家庭における養育環境と同様の養育環境」における要保護児童の支援が行われることは、『推進のために』で示された、児童養護施設の小規模化において懸念されている課題と同様に、養育者の孤立や密室化が課題となると考えられる。また、里親やファミリーホームへの委託率が向上することで、今まで児童養護施設において養育されていた、被虐待経験がある子どもや障がいや有している子ども、高年齢の子どもの里親やファミリーホームへの委託が、今まで以上に増加することが考えられる。2016年度の里親やファミリーホームにおける被措置児童虐待は13ケース確認されている。委託児童数の増加も影響しているのか、年々微増傾向である。（厚生労働省2017：22）黒川（2018）は、里親委託が社会的養護の多くの割合を占めているオーストラリアやカナダ、アメリカなど諸外国の里親養育における措置変更の回数と東京都の調査を比較した。その結果から「オーストラリアでは6か所以上の生活場所を経験している里子が46%…一方で東京の児童養護施設では1か所のみが7割近くを占め、4か所以上の生活の場を経験している退所者は3%以下に留まっている」（黒川2018：76）と示し、里親委託が進んでいる諸外国において、養育者の変更が頻繁に行われていることへの懸念を訴えている。養育者や養育環境が頻繁に変わることは、パーマネンシー保障にも反すると考えられる。

『推進のために』では、児童養護施設の小規模化に関する課題とその適切な対応方法としての運営方法が示されている。例えば、「一つのグループホームでは本園から距離があると孤立しがちとなることから、複数のホー

ムを近隣につくることなども考えられる」（厚生労働省2012：19）といったような、地域分散化した養育環境において、養育者が孤立しないための見解である。ただしこれは、同じ法人である本体施設が近くにある児童養護施設を想定したものである。『新ビジョン』では児童養護施設が、地域にあるファミリーホームや里親の支援を行うことや、フォスターリング機関設置による里親等の支援が言及されている。しかし、日本全国どの地域においても、里親の居住地やファミリーホームの近くに、児童養護施設やフォスターリング機関があるわけではない。養育者の孤立や密室化が影響したドリフトや、被措置児童虐待にいたらないためにも、養育の質を高めるためにも、日常生活における里親やファミリーホームが抱える課題や求められる支援内容等について調査研究を重ねて行く必要がある。社会的養護はどのような支援体制であったとしても、養育者のためのものではなく、それを必要とする子どものための制度である。合田（2014）が、『課題と将来像』や『推進のために』を概観し、「主役であるべき…『子ども』の視点が軽んじられているとするならば、形態として『小規模化』が達成されたとしても、諸々の破綻要因が噴出してくる可能性は否めない」（合田2014：11）と指摘しているように、「家庭における養育環境と同様の養育環境」を推進し、数値目標を達成しただけでは、改正児童福祉法や『新ビジョン』で示されている、子どもの主体的な権利が護られているとは言い難い。「家庭的養護の重要性が強調されるあまり、施設養護が政策の枠外におかれ、これを利用する子どもたちの権利が十分に保障されなくなる…政策の急激な変革が現場に戸惑いと混乱を生じさせることが懸念される」（才村2011：120）との指摘があるように、今後の代替養育を検討していく上で、当事者である子どもや養育者が抱えている困難や希望について明らかにすることは大変重要であると考ええる

「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親やファミリーホームに関するこれまでの調査や研究は、厚生労働省が里親及びファミリーホームを、社会的養護を必要とする子どもを養育者の家庭に迎えて養育する「家庭養護」と規定していることもあり、一括りのものとして実施されているものが多い。しかし、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）実施要綱において、その目的が「児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援すること」とあるように、ファミリーホームは里親と比較すると、より多人数の委託を行い、里親には存在しない補助者という存在も含めた、3名以上の養育者で子どもを養育することとなる。また、里親は個人で

あることに対し、ファミリーホームは第2種社会福祉事業として位置づけられている。委託される子どもの傾向についても、園井（2017：89）は「ファミリーホームには、虐待経験があり、障害を持つ、年齢が高い児童という養育するのが比較的難しい児童が委託される傾向にあり、児童の養育を行う者には養育に対する高い専門性が求められる」と考察しており、養育者が担う役割や負担は大きいものと考えられる。同じ家庭養護と括られつつも、里親と全く同じ養育環境ではないと考えられる。

山本（2018）は、多人数養育となるファミリーホームの養育に専門性が求められることを示した上で、「現状はファミリーホームを支援する支援機関や支援者は非常に少ないといえ…実際には、里親支援の中で行われていたり、障害児支援などの地域の資源を活用するに留まっている」（山本2018：41）と、特にファミリーホームの支援の少なさを指摘している。しかし、ファミリーホームに関する研究については、散見される程度である。本稿の次の段階として、ファミリーホームを利用している子どもや、委託解除された者、ファミリーホームにおいて支援を行なっている養育者等へのインタビューやアンケート調査等を実施し、現状の把握と課題について示唆を得る必要があると考える。

## 引用文献

- General Assembly（2010）「Guidelines for the Alternative Care of Children」（[https://www.unicef.org/protection/alternative\\_care\\_Guidelines-English.pdf](https://www.unicef.org/protection/alternative_care_Guidelines-English.pdf)）
- 合田誠（2014）「社会的養護の近未来：児童養護施設の「小規模化」に向けての序説」『四條畷学園短期大学紀要』47，6-11。
- 柏女霊峰（2017）「要保護児童福祉施策の展開と今後の論点」『社会保障研究』Vol.2,no.2・3，144-157
- 厚生労働省（2009）『児童の代替的養護に関する指針』（<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000018h6g-att/2r98520000018hly.pdf>）最終アクセス日2018年9月30日
- 厚生労働省（2010）『児童の代替的養護に関する指針』（<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000018h6g-att/2r98520000018hly.pdf>）最終アクセス日2018年9月30日
- 厚生労働省（2011）『社会的養護の課題と将来像』（[https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki\\_yougo/dl/08.pdf](https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/08.pdf)）最終アクセス日2018年9月30日
- 厚生労働省（2012a）『小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）実施要綱』（[https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki\\_yougo/dl/yougo\\_genjou\\_12.pdf](https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_12.pdf)）最終アクセス日2018年9月30日
- 厚生労働省（2012b）『里親及びファミリーホーム養育指針』（<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/tuuchi-56.pdf>）最終アクセス日2018年9月30日
- 厚生労働省（2012c）『児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために』（<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002m63k-att/2r9852000002m697.pdf>）最終アクセス日2018年9月30日
- 厚生労働省（2013a）『地域小規模児童養護施設運営要綱』（<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/tuuchi-29.pdf>）最終アクセス日2018年9月30日
- 厚生労働省（2013b）『児童養護施設等における小規模グループケア実施要綱』（<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/tuuchi-28.pdf>）最終アクセス日2018年9月30日
- 厚生労働省（2015）『児童養護施設入所児童等調査結果』（<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11905000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Kateifukushika/0000071184.pdf>）最終アクセス日2018年9月30日
- 厚生労働省（2016）『平成28年度における被措置児童等虐待への各都道府県市の対応状況について』（<https://www.mhlw.go.jp/content/000348436.pdf>）最終アクセス日2018年9月30日
- 厚生労働省（2017a）『新たな社会的養育のあり方に関する検討会参考資料児童養護施設について』（<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000166119.pdf>）最終アクセス日2018年9月30日
- 厚生労働省（2017b）『新しい社会的養育ビジョン』（<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000173888.pdf>）最終アクセス日2018年9月30日
- 厚生労働省（2017c）『社会的養護の現状について』（<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000187952.pdf>）最終アクセス日2018年9月30日
- 厚生労働省（2018）『平成29年度児童相談所での児童虐待相談対応件数＜速報値＞』（<https://www.mhlw.go.jp/content/11901000/000348313.pdf>）最終アクセス日2018年9月30日
- 黒川真咲（2018）「諸外国における里親制度の実態から考える社会的自立はどう保証されているか」『施設養護か里親制度かの対立軸を超えてー「新しい社会的養育ビジョン」とこれからの社会的養護を展望するー』61-78，明石書店
- 宮下裕一（2017）「家庭養護をめぐる現状と支援のあり方をめぐってー里親，ファミリーホームでのインターシップの可能性についてー」『植草学園大学研究紀要』第9巻，79-85
- 才村純（2011）「2010年度学界回顧と展望 子ども家庭福祉部門」『社会福祉学』第52巻第3号，119-132。

山本真知子（2018）『『新しい社会的養育ビジョン』から考えるファミリーホームのこれから』『世界の児童と母性』VOL.83, 39-42.

吉田幸恵（2008）「社会的養護の動向と課題に関する研究—2000年から2007年までを中心に—」『人間文化研究』第10号, 61-76.

# Recent transition of social child protection policy and implication for future tasks : Introduction of research on family home

Hironobu KATAYAMA \*

## Abstract :

This purpose of this paper is reviewing the policies concerning the government's child rearing facility since 2011, and discussing implications for future research topics.

In the policy of social child protection issues and future image of 2011, promotion of homelike care was launched, the creation of a homelike care promotion plan was suggested for child care institutions, and the producing prefecture planning of the child protection was encouraged. The policy indicated that provision of the children in the main facility, group home, foster parents and family home at the rate of one third over the course of 10 years.

In the new social care vision of 2016, children under 3 years old should be within 5 years, preschool children should be 75% or more in foster parents consignment rate within 7 years. School-aged children should be under the foster parents consignment and its rate should be 50% or more within 10 years.

"Homelike family care environment" should be the priority as a place of living for abused children from the viewpoint of protecting children's rights. However, it is very important to clarify the difficulties and hopes of children and caregivers so that it will not be advanced without substances of family care. Especially, family home is just institutionalized, and few research are conducted

As the next step of this research, it is necessary to study the current situation of children using family home, those who have been delegated, caregivers who support in family home, and discuss the issues of service users and providers.

**Keywords:** social children protection, child rearing facility, family-based care, family home,

---

\* Department of Social Work Practice, Social Welfare Course